

食安輸発0420第1号

平成22年4月20日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課

輸入食品安全対策室長

(公印省略)

「平成22年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について

標記については、平成22年3月30日付け食安輸発0330第2号にて通知したところですが、今般、関係通知及び事務連絡を整理し、別添のとおり定めることとしたので、実施方よろしく申し上げます。

(別 添)

## 平成22年度輸入食品等モニタリング計画

### 輸入食品等モニタリング検査実施要領(共通事項)

#### 1 実施期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

#### 2 対象

##### (1) 食品等

ア．別表第1の1に掲げる食品等とし、次に掲げる食品等については除外する。

(ア) 事故品

(イ) 積み戻り品

(ウ) 税関職員から食品衛生上の問題があるとして連絡のあった食品等

(エ) 初めて本邦に輸入される食品等

イ．厚生労働大臣の登録検査機関、輸出国公的検査機関の検査成績書の提出があったもの及び輸入食品等事前確認制度で登録された食品等並びに同一食品等の継続的輸入として、過去の検査成績書の提出のあるものについても対象とする。

##### (2) 検査項目

別表第1の1に掲げる食品群について、厚生労働省令又は告示等において定められている項目、添加物、有毒有害物質及び病原微生物等とする。

##### (3) 検査件数

別表第1の1に示すとおりとし、企画情報課検疫所業務管理室(以下「管理室」という。)から別途指示する各検疫所に割り当てられる各食品群の検査項目及び検査件数により年間計画を立て、計画的に検査を実施する。

また、例年と比較して輸入量が急増している品目や新規に輸入が認められた品目などの輸入動向、類似品目の食品衛生法(以下「法」という。)違反の状況、輸入届出の原材料・加工方法等の情報に基づき個別に検査の実施が必要と判断される場合にあっては、別表第1の1によらず検査を実施して差し支えない。

その他、残留農薬等の法違反発見時におけるモニタリング検査の強化については別表第1の2及び当該法違反に関連する製造者、輸出者又は包装者に対する自主検査の指導については別表第1の3による。これらの検査は、原則として強化日から1年間を経過し、又は60件以上の検査を実施して同様の法違反事例がない場合は、通常の監視体制とすることとしており、その都度、別表第1の2又は別表第1の3を改正する。

なお、効果的・効率的なモニタリングを行う観点から、採取した1つの検体について、複数の項目についての検査を実施するよう努める。

#### 3 検査方法

##### (1) 検体の採取

法第28条に基づき収去し、別表第2により、ロットを代表するものとなるよう食品衛生監視員の判断により無作為に抽出した検査対象から検体を採取する。

なお、検体の採取に当たっては、試験品取扱標準作業書に基づき実施し、採取方法、採取した貨物の形態及び表示事項等について、詳細に記録する。

## (2) 試験方法

次の試験法のうちから、各食品等の特性に応じ、適切な試験法を選択し、標準作業書に基づき正確かつ迅速に行う。

ア．食品、添加物等の規格基準（昭和34年12月28日厚生省告示第370号）に定められた試験法（以下「告示法」という。）

イ．乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年12月27日厚生省令第52号）に定められた試験法

ウ．部長通知等で定められた試験法

エ．厚生労働省監修「食品衛生検査指針」に記載された方法

オ．日本薬学会編「衛生試験法注解」に記載された方法

カ．その他A.O.A.C.法等の信頼できる試験法

なお、試験の実施に当たっては、上記以外の試験法であっても、通知等で示している試験方法と比較して、真度、精度及び定量限界において、同等又はそれ以上の性能を有するとともに、特異性を有する試験方法により実施しても差し支えない。

## 4 試験実施機関への検体の送付

各検疫所で採取した検体は、試験を行うために適切な保存状態を保持し、管理室からの別途通知及び検疫所で締結した受託契約に基づき各試験実施機関へ送付する。

なお、検体の送付に際しては、検体の授受及び試験検査が円滑に行われるよう送付先の担当者と事前に十分調整を図る。

## 5 結果の報告

モニタリング検査において法違反が発見された場合は、輸入者に対して貨物の流通状況を確認するよう指導するとともに、食品衛生法違反連絡書により当室まで速やかに連絡する。

## 6 その他

### (1) 検査対象の抽出

モニタリング検査は、輸入届出に対し無作為に抽出を行い、届出重量が少量のものに偏ることや、輸入者の申出等により省略することのないよう配慮する。

### (2) ばら積み貨物からの検体採取

穀類、豆類等のばら積み貨物については、輸入者に対し、貨物の搬入前に届出を行うよう指導する等、あらかじめ十分な時間的余裕をもって輸入状況を把握する。

また、検査対象とする貨物の採取が可能な時間、場所、同一ホールドの貨物の動向等について情報を入手した上、速やかに採取計画を策定し、輸入者に通知する。

### (3) 加工食品（簡易な加工を除く。）の残留農薬検査

ア．採取検体のうち、半量を均一に粉碎して製品での検査に供し、残り半量は未粉碎の状態でも保管しておく。

イ．検査の結果、残留農薬を検出した場合にあっては、その検出原因を確認し、原材料の残留基準値、配合割合及び製造加工方法を考慮の上、規格基準への適合性を判断する。

ウ．製品からの検出原因が不明な場合又は製品での検査が実施困難な場合にあっては、物理的に分離可能な原材料毎に個別に検査を実施する。

## 畜水産食品のモニタリング検査実施要領

### 1 対象

#### (1) 畜水産食品及びその加工品

ア．食肉（内臓を含む。）

イ．食肉製品

ウ．チーズ及びその他乳・酪農製品

エ．蜂に関連した食品（ハチミツ、ローヤルゼリー、花粉等）

オ．水産食品（魚類（ウナギ、サケ・マス、ヒラメ等）、水産動物類（エビ、イカ、タコ等）、貝類（貝柱のみのホタテ貝は除く。）等）

#### (2) 検査項目及び検査件数

ア．抗菌性物質等

検査項目は別表第4のとおりとし、各試験方法に示されている分析対象項目について検査を行う。また、検査件数は別表第1の1に示すとおりとする。

イ．残留農薬

検査項目は別表第5のとおりとし、各試験方法に示されている分析対象項目について検査を行う。また、検査件数は別表第1の1に示すとおりとする。

ウ．その他

(ア) 腸管出血性大腸菌O157及びO26

検査件数は、牛肉 598件、馬肉 59件、加熱せずに食用に供する非加熱食肉製品 119件、ナチュラルチーズ 299件とする。

(イ) リステリア菌

検査件数は、加熱せずに食用に供する非加熱食肉製品 119件、ナチュラルチーズ 299件

(ウ) ノロウイルス

検査件数は、生食用二枚貝 119件、二枚貝以外の生食用貝類 5件とする。

(エ) A型肝炎ウイルス

検査件数は、生食用二枚貝 119件、二枚貝以外の生食用貝類 5件とする。

(オ) 麻痺性貝毒、下痢性貝毒

検査件数は、二枚貝 299件、二枚貝以外の貝類 5件とする。

(カ) 水銀

検査件数は、魚介類 299件

(キ) PCB

検査件数は、牛肉 59件、豚肉 59件、魚介類 119件とする。

(ク) フグ混入

検査件数は、カワハギ乾製品 5件、アンコウ切り身及び内蔵 29件とする。

### 2 検査方法

#### (1) 検体の採取

ア．輸入届出ごとに1ロットとし、抗菌性物質等、残留農薬（高度な加工食品を除く。）、水銀及びPCBについては、別表第2の検査項目「畜水産食品の残留有害物質等」の欄による。

イ．採取した検体は、微生物検査を実施するものを除き、冷凍状態で試験実施機関に送付する。

#### (2) 試験方法

以下に示す検査項目以外のものについては、告示法又は「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」（平成17年1月24日付け食安発第0124001号、以下「残留農薬等通知法」という。）により試験を実施する。

ア．抗生物質

「輸入畜水産食品の有害物質モニタリング検査実施要領」（平成6年7月13日付け衛乳第113号）中の「畜水産食品中の残留抗生物質簡易検査法（改定）」によることとし、陽性と判定された検体については、同通知中の「畜水産食品中の残留抗生物質の分別推定法（改定）」により試験を実施する。

なお、上記の方法により陽性と判定されたものについては、物質名の同定及び定量を行う。

イ．残留農薬

加工食品（簡易な加工を除く。）にあつては、「食品中に残留する有機リン系農薬に係る試験法について」（平成20年3月7日付け事務連絡）により試験を実施する。

ウ．ストレプトマイシン

ハチミツについては、「平成14年度輸入食品等モニタリング検査の実施について」（平成14年3月29日付け食監発第0329005号）中の別添2の別紙2により試験を実施する。

エ．ニトロフラン類

A O Z（3 - アミノ - 2 - オキサゾリドン）、1 - アミノヒダントイン、3 - アミノ - 5 - モルフォリノメチル - 2 - オキサゾリドン及びニトロフラゾンを検査対象として、告示法により試験を実施する。

オ．腸管出血性大腸菌O157及びO26

「腸管出血性大腸菌O157及びO26の検査法について」（平成18年11月2日付け食安監発第1102006号）中の別添「食品からの腸管出血性大腸菌O157及びO26の検査法」により試験を実施する。

カ．リステリア菌

「乳及び乳製品のリステリアの汚染防止等について」（平成5年8月2日付け衛乳第169号）により試験を実施する。

キ．ノロウイルス

「ノロウイルスの検出法について」（平成15年11月5日付け食安監発第1105001号）により試験を実施する。

ク．A型肝炎ウイルス

「ふん便及び食品中のA型肝炎ウイルスの検査法について」（平成14年8月16日付け食監発第0816001号）により試験を実施する。

ケ．麻痺性貝毒、下痢性貝毒

麻痺性貝毒については、「貝毒の検査方法等について」（昭和55年7月1日付け環乳第30号）により、下痢性貝毒については、「下痢性貝毒の検査について」（昭和56年5月19日付け環乳第37号）により試験を実施する。

コ．水銀

「魚介類の水銀の暫定的規制値について」（昭和48年7月23日付け環乳第99号）中の別紙2により試験を実施する。

サ．PCB

「食品中に残留するPCBの規制について」（昭和47年8月24日付け環食第442号）で示される分析法により試験を実施する。

シ．フグ混入

「輸入魚類加工品のフグ種鑑別検査法について」(平成21年3月30日付け食安輸  
発第0330003号)により試験を実施する。

## 生食用鮮魚介類等に係る腸炎ビブリオのモニタリング検査実施要領

### 1 実施期間及び対象

#### (1) 検査強化対象食品

##### ア．実施期間

平成22年6月1日から同年10月31日まで

##### イ．対象食品

(ア) 平成21年度の検疫所におけるモニタリング検査等により腸炎ビブリオの法違反が認められた食品

- a. 中国産生食用ウニ
- b. 韓国産生食用アカガイ
- c. 韓国産生食用ウニ
- d. 中国産ゆでだこ

(イ) 平成21年度のモニタリング検査等により腸炎ビブリオの法違反が認められなかった食品のうち、平成20年度に違反が認められた食品

フィリピン産生食用ウニ

(ウ) 1(2)の食品において法違反と判断された場合には、当該輸出国の当該食品については、以後、1(1)「検査強化対象食品」として取り扱う。

#### (2) 検査強化対象食品以外の食品

##### ア．実施期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

##### イ．対象食品

食品、添加物等の規格基準（昭和34年12月厚生省告示第370号）により腸炎ビブリオの成分規格が設定されているゆでだこ、ゆでがに（飲食に供する際に加熱を要しないものに限る。）、生食用鮮魚介類、生食用かき（むき身に限る。）及び冷凍食品（生食用冷凍鮮魚介類に限る。）

#### (3) 検査項目

腸炎ビブリオ

#### (4) 検査件数

上記1(1)の対象食品のうち、イ.(ア)及び(ウ)については、当該期間中は、全ての輸入届出について、また、イ.(イ)については、当該期間中は、輸入届出の30%について実施し、当該期間以外の期間は、上記1(2)の食品とともに、別表第1の1の水産加工食品「成分規格等」で定める項目別件数の範囲内で行う。

### 2 検査方法

#### (1) 検体の採取

別表第2の検査項目「微生物」の欄による。

#### (2) 試験方法

告示法により試験を実施する。なお、腸炎ビブリオの試験法中「同定方法」及び「同等以上の性能を有すると認められる試験法」については、平成13年6月29日付け食基発第23号により試験を実施する。

### 3 その他

#### (1) 検査対象の抽出

上記1(2)の食品の検査については、食品の種類、輸出国、処理施設、輸入者及び過去の検査結果等を十分に考慮し、生食用ウニ及び貝類等汚染の高いと思われる食品を中心に、特に夏期において効率的に実施する。

(2) 食品等輸入届出済証の交付

検査を行ったいずれの食品についても検査結果判明前に食品等輸入届出済証を輸入者に交付して差し支えないこととするが、以下の点に留意する。

ア．上記1(1)に該当する食品については、食中毒発生の未然防止に資するため、当該検査結果が判明するまで、生食用として消費者等の小売り段階への販売を行わないよう輸入者に対して指導する。

イ．上記1(2)に該当する食品については、法違反が判明した場合に速やかに当該食品の遡り調査及び回収措置等が可能となるよう、あらかじめ輸入者に対して、当該食品の保管及び流通状況の把握に努めるよう指導する。

(3) 基準値以内の腸炎ビブリオが検出された場合の取扱い

生食用鮮魚介類、生食用かき（むき身に限る。）及び冷凍食品（生食用冷凍鮮魚介類に限る。）については、検査の結果、腸炎ビブリオ最確数が100/g以下であっても、3.0/g以上検出された場合にあっては、腸炎ビブリオの増殖による食中毒発生の未然防止に資するため、国内における保管及び流通時等における保存基準の厳守を指導するとともに、当該食品による食中毒が発生した場合に当該食品の遡り調査が速やかに行われるよう流通状況等について厳格な把握に努めるよう輸入者に対して指導する。

(4) 衛生管理の指導

「輸入生食用むき身ウニ及びアカガイの安全確保について」（平成15年9月19日付け食安監発第0919007号）も参考とし、輸出国の製造所における加工基準の遵守、食品の輸送時及び保管時における保存基準の厳守、製造所が異なる食品については製造所毎に別ロットとして輸入届出を行うこと等、衛生管理の指導の徹底を図るよう輸入者に対して指導する。



## 農産食品のモニタリング検査実施要領

### 1 対象

#### (1) 農産食品及びその加工品

ア．野菜

イ．果実

ウ．穀類（ミニマム・アクセス輸入米及び関税化米を含む。）、豆類及び種実類

エ．茶

#### (2) 検査項目及び検査件数

ア．残留農薬

検査項目は、別表第5のとおりとし、各試験方法に示されている分析対象項目について検査を行う。また、検査件数は、別表第1の1に示すとおりとする。

イ．アフラトキシン

検査件数は、別表第1の1に示すとおりとする。

ウ．パツリン

検査件数は、りんごジュース（原料果汁がりんごに由来するものに限る。）59件及び原料用りんご果汁 59件とする。

エ．デオキシニバレノール（DON）

小麦を対象として、管理室から別途指示する対象船舶について検査を実施する。

オ．カドミウム及びその化合物

検査件数は、米 299件とする。

### 2 検査方法

#### (1) 検体の採取

ア．残留農薬（米を除く。）

別表第2の検査項目「農薬」の欄又はばら積み貨物の方法による。

イ．米の残留農薬、アフラトキシン、カドミウム及びその化合物

別表第3による。

ウ．アフラトキシン（米を除く。）

別表第2の検査項目「アフラトキシン」の欄又はばら積み貨物の方法による。

エ．パツリン

別表第2の検査項目「パツリン」の欄の又はの方法による。

オ．DON

別表第2の検査項目「アフラトキシン」の欄又はばら積み貨物の方法による。

#### (2) 試験方法

ア．残留農薬

固相抽出による残留農薬一斉分析法、残留農薬等通知法又は告示法により試験を実施する。

なお、固相抽出による残留農薬一斉分析法により試験を実施し、検出された値が残留基準値を超える疑いがある場合には、残留農薬等通知法又は告示法により試験を実施する。

ただし、加工食品（簡易な加工を除く。）にあつては、「食品中に残留する有機リン系農薬に係る試験法について」（平成20年3月7日付け事務連絡）により試験を実施する。

イ．アフラトキシン

「カビ毒(アフラトキシン)を含有する食品の取り扱いについて」(平成14年3月26日付け食監発第0326001号)に示された試験法又はこれと同等以上の性能を有すると認められるその他の方法により試験を実施する。

ただし、その他の方法で試験を実施し検出した場合は、同通知による試験法により確認試験を実施する。

ウ．パツリン

告示法により試験を実施する。

エ．DON

「小麦のデオキシニバレノールに係る暫定的な基準値の設定について」(平成14年5月21日付け食発第521002号)中の別紙2により試験を実施する。

オ．カドミウム及びその化合物

告示法により試験を実施する。

### 3 その他

#### (1) 米の検査の留意点

ア．1の(1)のウ．中のミニマム・アクセス輸入米とは、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条及び第31条に定めるものであり、関税化米とは、主要食糧需給及び価格の安定に関する法律第34条に定める納付金を納めて輸入されるものである。

イ．同一ロット(米の種類(玄米、精米、砕精米、ウルチ米、モチ米等の別)、生産国、輸入者及び本船が同一のもの。)のうち貨物が最初に積み降ろされる港(以下「一次港」という。)において検査を実施する。このため、一次港で実施した同一ロット貨物の検査結果については、一次港を管轄する検疫所がそれ以降の港を管轄する検疫所へ適宜連絡する。

ウ．植物防疫法に基づくくん蒸が実施される場合にあっては、輸入者に対し、当該くん蒸剤の試験に係る自主検査を実施するよう指導する。

エ．検体採取時の異物検査については、「輸入米中に混入するヒルガオ科植物種子取扱要領について」(昭和32年4月26日付け衛食第81号)を留意の上、実施する。

#### (2) DONの検査結果の取扱い

DONの検査の結果、「小麦のデオキシニバレノールに係る暫定的な基準値の設定について」(平成14年5月21日付け食発第521002号)に示すDONの暫定的な基準値を超えた場合にあっては、同通知記の3に基づき、輸入者に対して輸入、販売等の自主規制等の措置について指導を行う。

## 遺伝子組換え食品のモニタリング検査実施要領

### 1 対象

#### (1) 安全性未審査の遺伝子組換え食品

ア．パパイヤ及びその加工品

イ．米及びその加工品

ウ．菜種及びその加工品

#### (2) 安全性審査済の遺伝子組換え食品の含有率

ア．トウモロコシ及びトウモロコシ粉砕加工品( 遺伝子組換えにより新たに発現されるタンパク質が物理化学的な変化を受けていないコーングリッツ、コーンフラワー、コーンミール等粉砕加工品及びこれらの調整品に限る。 )

イ．大豆及び大豆粉砕加工品( 遺伝子組換えにより新たに発現されるタンパク質及びDNAが物理化学的な変化を受けていないものに限る。 )

#### (3) 検査項目及び検査件数

検査項目及び検査件数については、別表第6のとおりとする。

### 2 検査方法

#### (1) 検体の採取

ア．トウモロコシ、パパイヤ、大豆、菜種及びそれらの加工品並びに米の加工品

「組換えDNA技術応用食品の検査方法について」(平成13年3月27日付け食発第110号)に示す方法により検体を採取する。

なお、上記1(2)の検査に当たっては、分別生産流通管理に係る証明書、荷送状等により分別生産流通管理の確認が適切に行われていることを確認する。

イ．米(米の加工品を除く。)

別表第3による。ただし、残留農薬等とあわせて試験を実施する場合には、検体採取量の合計を2kgとする。

#### (2) 試験方法

ア．トウモロコシ、パパイヤ、大豆及びそれらの加工品

「組換えDNA技術応用食品の検査方法について」(平成13年3月27日付け食発第110号)及び「組換えDNA技術応用食品の検査方法について(補足)」(平成21年8月3日付け食安発0803第8号)により試験を実施する。

イ．米及びその加工品

(ア) 遺伝子組換えにより新たに発現されるBtタンパク質のうち、Cry1Ac、Cry1Ab、Cry1F、Cry9c、Cry3Bb(Cry3Bb1)

ラテラルフロー法試験紙タイプの市販のTest Kit (Strategic Diagnostics社(SDI)製のSeedバルクテスト Bt1Ac (Cry1Ac用)、Trait コンバルクテスト Bt1 (Cry1Ab用)、Trait コンバルクテスト Bt1F (Cry1F用)、Trait コンバルクテスト CryBt9 (Cry9c用)及びTrait コンバルクテスト Cry3Bb (Cry3Bb(Cry3Bb1)用))を用いる方法で行う。実験操作は、基本的にTest Kitの説明書の方法によることとし、試料については、検体採取した米1kgを粉砕したものを、各Test Kitで必要な試料量(Cry1Ac用Test Kitについては9g、Cry1F用Test Kitについては25g、その他Test Kitについては200gを共通に用いる。)を無作為に採取したものをを用いることとする。なお、Cry1Ac用Test Kitについては、上澄み液にBt1Acテストストリプトを立てる時間を20分間とする。

(イ) Btタンパク質(Cry1Acタンパク質)を発現する組換え遺伝子DNA

「安全性未審査の中国産米加工品の検知法について」(平成19年1月26日付け食安監発第0126006号)により試験を実施する。

(ウ) LLRICE601

「米国産米(長粒種)及びその加工品の取扱いについて」(平成18年9月15日付け食安輸発第0915002号)により試験を実施する。

ウ. 菜種及びその加工品

「安全性未審査の遺伝子組換えナタネ(RT73 *B. rapa*)の暫定試験法について(改正)」(平成21年9月14日付け食安監発0914第5号)により試験を実施する。

### 3 結果の報告及び措置

- (1) トウモロコシ又は大豆の遺伝子組換え食品の含有率が5%を超えた場合の取扱い  
輸入届出されたトウモロコシ又は大豆のうち、輸入届出書に「遺伝子組換えでない」旨の記載があるもの又は遺伝子組換えに係る記載がないものについて、検査を実施した結果、遺伝子組換え食品の含有率が5%を超えることが判明した場合にあっては、分別生産流通管理が適切に行われたか否か輸入者に調査するよう指導する。調査の結果、証明書等により分別生産流通管理が適切に行われていなかった場合には、輸入者に対して法第27条に基づく輸入届出事項の訂正及び貨物の状況の調査を行うよう指導するとともに、管理室を通じて当室まで速やかに連絡する。
- (2) 米の検査の留意点  
米の検査は、 の3の事項に留意する。

## 放射線照射食品のモニタリング検査実施要領

### 1 対象

#### (1) 畜産物、農産物及び水産物

「放射線照射された食品の検知法について」（平成22年3月30日付け食安発0330第3号）において示されている食品。

#### (2) 検査項目及び検査件数

放射線照射の有無について検査を行う。検査件数は、別表第1の1に示すとおりとする。

### 2 検査方法

#### (1) 検体の採取

別表第2の検査項目「放射線照射」の欄による。

#### (2) 試験方法

「放射線照射された食品の検知法について」（平成22年3月30日付け食安発0330第3号）により試験を実施する。

### 3 その他

#### (1) 標準線量の照射

試料への標準線量の照射は、次の機関に依頼する。

原子燃料工業株式会社 熊取事業所

〒590-0481 大阪府泉南郡熊取町朝代西1丁目950番地

TEL 072-452-3901 FAX 072-453-3559

#### (2) 検査結果の取扱い

検知された場合は、法第11条違反として措置するとともに、輸入者に対し、製造国及び原料の生産国における放射線照射の有無等について確認を行う。

## 計画輸入貨物のモニタリング検査実施要領

### 1 検査の実施

#### (1) 初回届出時の検査

法施行規則第32条第4項に定める輸入手続きによる農産食品等については、初回届出時に必ず現場検査及び残留農薬等に係る検査を実施する。なお、自主検査成績書が添付されており、残留農薬に係るモニタリング検査が省略できると考えられる場合等にあっては、管理室を通じて当室まで照会する。

#### (2) 貨物情報の確認

到着予定年月の前月に輸入者に連絡し、輸入年月日、荷捌予定、通関業者等検査に必要な情報を確認する。また、貨物が本船通関される場合には、円滑な採取が行えるよう輸入者と十分に調整した後、搬入港を所管する検疫所が採取を実施する。

### 2 検査対象の抽出

初回届出がなされた検疫所においては、輸入者から提出された輸入計画に基づき、以下の頻度を目安に、輸入時期、生産地域等を勘案し、モニタリング検査を実施する。

なお、対象貨物が他の検疫所が担当する港に搬入される場合には、当該検疫所と協議して計画を策定する。

輸入計画における年間輸入件数 (2回目以降)	モニタリング件数 (2回目以降)
11 ~ 40	1
41	2

### 3 その他

上記2の検査は、同一ロットの貨物が複数の港に積み降ろされ、当該貨物が法違反となった場合、大量の貨物を速やかに措置する必要が生じることから、一次港において実施するよう配慮する。

別表第1の1

食品群	検査項目 <sup>1</sup>	項目別件数	延検査件数	
畜産食品 牛肉、豚肉、鶏肉、馬肉、その他食鳥肉等	抗菌性物質等	2,243	4,872	
	残留農薬	1,884		
	成分規格等	716		
	放射線照射	29		
畜産加工食品 ナチュラルチーズ、食肉製品、アイスクリーム、冷凍食品（肉類）等	抗菌性物質等	2,362	7,499	
	残留農薬	923		
	添加物	1,911		
	成分規格等	2,298		
放射線照射	5			
	水産食品 二枚貝、魚類、甲殻類（エビ、カニ）等	2,896	6,538	
	残留農薬	1,967		
	添加物	207		
成分規格等	1,439			
放射線照射	29			
	水産加工食品 魚類加工品（切り身、乾燥、すり身等）、冷凍食品（水産動物類、魚類）、魚介類卵加工品等	3,969	12,378	
	残留農薬	2,888		
	添加物	1,960		
成分規格等	3,556			
放射線照射	5			
	農産食品 野菜、果実、麦類、とうもろこし、豆類、落花生、ナッツ類、種実類等	抗菌性物質等	884	22,302
		残留農薬	15,482	
		添加物	1,016	
成分規格等		1,181		
カビ毒		2,959		
遺伝子組換え食品		751		
放射線照射		29		
農産加工食品 冷凍食品（野菜加工品）、野菜加工品、果実加工品、香辛料、即席めん類等	抗菌性物質等	119	17,172	
	残留農薬	8,001		
	添加物	3,804		
	成分規格等	2,746		
	カビ毒	1,937		
	遺伝子組換え食品	119		
	放射線照射	446		
その他の食料品 健康食品、スープ類、調味料、菓子類、食用油脂、冷凍食品等	残留農薬	147	4,808	
	添加物	3,047		
	成分規格等	897		
	カビ毒	717		
飲料 ミネラルウォーター類、清涼飲料水、アルコール飲料等	残留農薬	358	2,208	
	添加物	776		
	成分規格等	956		
	カビ毒	118		
添加物 器具及び容器包装 おもちゃ	成分規格等	2,241	2,241	
検査強化食品分 <sup>2</sup>	抗菌性物質等、残留農薬、添加物、成分規格等、カビ毒、遺伝子組換え食品、放射線照射	5,000	5,000	
総計（延数）			85,018	

## 1：検査項目の例

- ・抗菌性物質等：抗生物質、合成抗菌剤、ホルモン剤等
- ・残留農薬：有機リン系、有機塩素系、カーバメイト系、ピレスロイド系等
- ・添加物：保存料、着色料、甘味料、酸化防止剤、防ばい剤等
- ・成分規格等：成分規格で定められている項目（細菌数、大腸菌群、腸炎ピブリオ等）、病原微生物（腸管出血性大腸菌 0157、リステリア菌等）、貝毒（下痢性貝毒、麻痺性貝毒）等
- ・カビ毒：アフラトキシン、デオキシニバレノール、パツリン等
- ・遺伝子組換え食品：安全性未審査遺伝子組換え食品等
- ・放射線照射：放射線照射の有無

2：輸入時の違反事例や海外情報等に基づき、本計画実施中に検査頻度を強化して行うもの。

## 別表第1の2

2010/4/20現在

検査強化日	対象国	対象品目	検査項目
平成21年4月2日	インド	発酵茶及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(ヘキサコナゾール)
平成21年5月13日	スリランカ	とうがらしとその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(トリアゾホス)
平成21年5月14日	中国	わさび及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(ホキシム)
平成21年5月14日	イラン	クミン及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(プロフェノホス)
平成21年5月22日	ドミニカ	マンゴー及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(シブロコナゾール)
平成21年6月2日	韓国	青とうがらし及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(フロニカミド)
平成21年6月2日	インドネシア	えだまめ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(クロルフェナビル)
平成21年6月8日	タイ	カミボウキ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(クロルピリホス)
平成21年6月11日	ホンジュラス	ごまの種子及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(トリアゾホス)
平成21年6月16日	ガーナ	カカオ豆及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(イミダクロプリド)
平成21年6月22日	ポーランド	レッドカラント及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(フルシラゾール)
平成21年7月10日	中国	レイシ(ライチ)及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(4-クロルフェノキシ酢酸)
平成21年7月14日	インド	ごまの種子及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(パラチオンメチル)
平成21年7月27日	ニュージーランド	ビート(カエンサイ)ルート及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(ジフェノコナゾール)
平成21年7月30日	ガーナ	カカオ豆及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(フェントロチオン)
平成21年8月4日	韓国	赤とうがらし及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(ヘキサコナゾール)
平成21年8月4日	ベトナム	えだまめ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(ルフェスロン)
平成21年8月7日	タイ	ツルムラサキ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(エチプロール)
平成21年8月7日	韓国	うるち米	残留農薬(ヘキサコナゾール)
平成21年8月21日	ベトナム	未成熟えんどう(さや用種及びスナップエンドウと称されるものに限る。)及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(アセフェートを含む)
平成21年9月3日	インド	クミンの種子及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(イプロベンホス)
平成21年9月3日	インド、インドネシア及びミャンマー産以外	ターメリック及びその加工品(ターメリックを主要原料とするものに限る。)	アフラトキシン
平成21年10月2日	インドネシア	未成熟えんどう(さや用種及びスナップエンドウと称されるものに限る。)及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(プロフェノホス)



平成21年10月13日	インド	とうがらし及其の加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(ジフェノコナゾール)
平成21年10月19日	イタリア	セロリ及其の加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(ジフェノコナゾール)
平成21年10月22日	オーストラリア	ルタバガ及其の加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(フルアジホップ)
平成21年10月28日	韓国	なつめ及其の加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(テブコナゾール及びピラクロストロビン)
平成21年10月28日	韓国	だいごんの葉及其の加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(ジメトモルフ)
平成21年10月28日	韓国	ヒユナ(ヒユ科ヒユ属)及其の加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(ヘキサコナゾール)
平成21年10月30日	ガーナ	カカオ豆及其の加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(ペルメトリン)
平成21年11月2日	パラグアイ	ごまの種子及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(カルバリル)
平成21年11月5日	タイ	ほうれんそう及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(クロルフェナビル)
平成21年11月12日	ロシア	はちみつ及びその加工品	クロラムフェニコール
平成21年11月25日	中国	チュウゴクモクズガニ(学名: <i>Eriocheir sinensis</i> )及びその加工品(簡易な加工に限る。)	マラカイトグリーン
平成21年12月4日	米国	ピスタチオナッツ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(アセタミプリド)
平成21年12月4日	タイ	ミズオジギソウ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(トリアゾホス)
平成21年12月14日	タイ	オオバコエンドロ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(シペルメトリン)
平成21年12月14日	フィリピン	マンゴー及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(テブコナゾール)
平成21年12月18日	全輸出国	ナツメグを含むミックススパイス(アフラトキシンに係る検査命令に該当しないものに限る。)	アフラトキシン
平成21年12月18日	ベトナム	未成熟えんどう(さや用種及びスナップエンドウと称されるものに限る。)	残留農薬(プロピコナゾール)
平成21年12月25日	中国	アスパラガス及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(アトラジン及びアラクロール)
平成22年1月19日	香港	トコブシ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	ニトロフラン類
平成22年2月12日	ベトナム	シソの葉及びその加工品	残留農薬(プロフェノホス)
平成22年2月19日	フィリピン	マンゴー及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(フルシラゾール)
平成22年2月22日	ベトナム	バス(ナマズ目パンガシウス科ギバチパンガシウス属のバスと称される魚)及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(トリフルラリン)
平成22年2月23日	カナダ	大豆及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(チアメトキサム)
平成22年3月23日	全輸出国	ひまわりの種子及びその加工品	アフラトキシン

平成22年4月1日	アラブ首長国連邦	ひよこ豆	アフラトキシン
平成22年4月1日	イラン	殻無しピスタチオナッツ	残留農薬(ピリミホスメチル)
平成22年4月1日	インド	マンゴー及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(クロルピリホス)
平成22年4月1日	インドネシア	ターメリック及びその加工品(ターメリックを主要原料とするものに限る。)	アフラトキシン
平成22年4月1日	エクアドル	バナナ(ブランド名:エナーノ・農場番号:883及びブランド名:チキータ・農場番号:10-230に限る。)	残留農薬(ピテルタノール)
平成22年4月1日	オーストラリア	とうもろこし(甘味種を除く。)	アフラトキシン
平成22年4月1日	オーストラリア	菜種 (①GRAINCORP OPERATIONS LTD. ②GLOBAL GRAIN AUSTRALIA PTY LTD. ③KANGAROO ISLAND CANOLA COMPAN から輸出業者から輸出されたものに限る。)	残留農薬(フェニトロチオン)
平成22年4月1日	韓国	カキチシャ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(プロシミドン)
平成22年4月1日	韓国	セリ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(クロルピリホス)
平成22年4月1日	韓国	ニラ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(クロルピリホス)
平成22年4月1日	韓国	レタス及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(ジメトモルフ)
平成22年4月1日	韓国	ワケギ(学名 <i>Allium wakegi</i> ) 及び(簡易な加工に限る。)	残留農薬(クロルピリホス、プロシミドン)
平成22年4月1日	カンボジア	バジルシード	アフラトキシン
平成22年4月1日	ギリシャ	ピスタチオナッツ加工品(ピスタチオナッツを主要原料とするものに限る。)	アフラトキシン
平成22年4月1日	スペイン	西洋トコブシ	麻痺性貝毒
平成22年4月1日	スペイン	野いちご	残留農薬(エトプロホス)
平成22年4月1日	タイ	バジルシード	アフラトキシン
平成22年4月1日	タイ	PAK PED及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(クロルピリホス)
平成22年4月1日	タイ	Puk-Prew及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(パラチオンメチル)
平成22年4月1日	タイ	アカシア及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(イソプロチオラン、クロルピリホス)
平成22年4月1日	タイ	オオバコエンドロ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(クロルピリホス、ジフェノコナゾール)
平成22年4月1日	タイ	キンツァイ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(クロルピリホス)
平成22年4月1日	タイ	ケール及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(シペルメトリン)

平成22年4月1日	タイ	コラード及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(シペルメトリン、フェンバレレート)
平成22年4月1日	タイ	コリアンダー及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(パラチオンメチル、フェノブカルブ)
平成22年4月1日	タイ	シカクマメ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(EPN)
平成22年4月1日	タイ	シソクサ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(パラチオンメチル)
平成22年4月1日	タイ	ツボクサ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(パラチオンメチル)
平成22年4月1日	タイ	ディル及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(パラチオンメチル)
平成22年4月1日	タイ	ヒメボウキ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(フェノブカルブ)
平成22年4月1日	タイ	ペパーミント及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(パラチオンメチル)
平成22年4月1日	タイ	ミズオジギソウ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(EPN)
平成22年4月1日	タイ	大葉及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(フェントロチオン)
平成22年4月1日	タイ	未成熟えんどう及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(シペルメトリン)
平成22年4月1日	台湾	ローヤルゼリー(乾燥したものを含む。)	クロラムフェニコール
平成22年4月1日	台湾	スッポン及びその加工品(簡易な加工に限る。)	クロルテトラサイクリン
平成22年4月1日	台湾	やいとほた及びその加工品(簡易な加工に限る。)	マラカイトグリーン
平成22年4月1日	台湾	DAY LILY(ユリ科キスゲ属)及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(クロルピリホス)
平成22年4月1日	台湾	オオヒラタケ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(クロルピリホス)
平成22年4月1日	台湾	セロリ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(クロルピリホス)
平成22年4月1日	台湾	タロイモ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(クロルピリホス)
平成22年4月1日	台湾	ニラ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(クロルピリホス)
平成22年4月1日	台湾	ウーロン茶及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(プロモプロピレート)
平成22年4月1日	中国	鶏肉	スルファキノキサリン
平成22年4月1日	中国	ケツギョ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	マラカイトグリーン
平成22年4月1日	中国	しじみ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	クロルテトラサイクリン
平成22年4月1日	中国	タウナギ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	エンロフロキサシン

平成22年4月1日	中国	フナ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	エンロフロキサシン
平成22年4月1日	中国	養殖フグ (①DALIAN FUGU AQUATIC PRODUCT CO., LTD. ②QINHUANGDAO XINHAI FOODSTUFFS CO., LTD. ③DALIAN PUCHENGAQUATIC CO., LTD.から輸出されたものに限る。)	フラゾリドン
平成22年4月1日	中国	キャベツ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(クロルピリホス)
平成22年4月1日	中国	サイシン及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(フェンバレレート)
平成22年4月1日	中国	しゅんぎく及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(クロルピリホス)
平成22年4月1日	中国	セロリ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(クロルピリホス)
平成22年4月1日	中国	パクチョイ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(クロルピリホス)
平成22年4月1日	中国	白きくらげ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(メタミドホス)
平成22年4月1日	中国	未成熟えんどう及びその加工品(簡易な加工に限る。)	イソプロチオラン、クロルピリホス、シペルメトリン、ジ'トモルフ、フルシラゾール
平成22年4月1日	中国	そば(粉を含む。)	残留農薬(メタミドホス)
平成22年4月1日	中国	しいたけ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(フェンプロパトリン)
平成22年4月1日	パラグアイ	小粒落花生及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(シペルメトリン)
平成22年4月1日	フィリピン	バナナ(農場番号:39に限る。)	残留農薬(ビテルタノール)
平成22年4月1日	ブラジル	鶏肉(KAEFER AGRO INDUSTRIAL LTDA.(SIF:1672)で処理されたものに限る。)	エンロフロキサシン
平成22年4月1日	ブラジル	とうもろこし(粉を含む。甘味種を除く。)	アフラトキシン
平成22年4月1日	フランス	うさぎ肉及びその加工品(簡易な加工に限る。)	スルファジメトキシム
平成22年4月1日	フランス	鶏肉(処理場番号:7103A CEEの処理場で処理されたものに限る。)	スルファキノキサリン
平成22年4月1日	フランス	レンズ豆	残留農薬(デルタメトリン及びトラロメトリン)
平成22年4月1日	米国	豚肉調整品 (製造者名:Stampede Meat Inc. 製造者住所:4551 S. Racine Chicago, IL 60609.テンダライズされたものに限る。)	腸管出血性大腸菌O-157
平成22年4月1日	米国	アーモンド加工品(アーモンドを主要原料とするものに限る。)	アフラトキシン
平成22年4月1日	米国	とうもろこし(爆裂種に限る。)	残留農薬(ピリミホスメチル)
平成22年4月1日	米国	レモン(ブランド名:アメリカンゴールドに限る。)	残留農薬(オルトフェニルフェノール)
平成22年4月1日	米国	アーティチョーク及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(フェンバレレート)

平成22年4月1日	米国	ほうれんそう及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(ペルメトリン)
平成22年4月1日	ベトナム	養殖鰻及びその加工品	フランゾドン
平成22年4月1日	ベトナム	ごまの種子及びその加工品(ごまの種子を主要原料とするものに限る。)	アフラトキシン
平成22年4月1日	ベトナム	もろこし(とうりゃん等)及びその加工品(もろこし(とうりゃん等)を主要原料とするものに限る。)	アフラトキシン
平成22年4月1日	ベルギー	セルリアック及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(クロルピリホス)
平成22年4月1日	南アフリカ	りんごジュース(原料果汁がりんごに由来するものに限る。)及び原料用りんご果汁	パツリン
平成22年4月1日	ミャンマー	ひよこ豆	アフラトキシン
平成22年4月1日	ラオス	オオバコエンドロ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(クロルピリホス)
平成22年4月6日	韓国	青とうがらし及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(ジフェノコナゾール)
平成22年4月7日	中国	えだまめ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(フェンプロパトリン)
平成22年4月9日	ガーナ	カカオ豆及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(チアメトキサム)

## 別表第1の3

2010/4/20現在

検査強化日	対象国	対象品目	検査項目	輸出者 (製造者)
平成21年5月13日	スリランカ	とうがらし及其の加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(トリアゾホス)	THE ISLAND SPICE GROVE
平成21年5月14日	中国	わさび及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(ホキシム)	BAOSHAN WASABI INDUSTRY DEVELOPMENT CO.,LTD
平成21年5月14日	イラン	クミン及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(プロフェノホス)	KIAN SAFFRON CO.
平成21年5月22日	ドミニカ	マンゴー及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(シプロコナゾール)	DOT FRUITS S.A.
平成21年6月2日	韓国	青とうがらし及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(フロニカミド)	KUMHO KOREA CO., LTD.
平成21年6月2日	インドネシア	えだまめ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(クロルフェナピル)	P.T.MITRA TANI DUA TUJUH
平成21年6月8日	タイ	カミメボウキ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(クロルピリホス)	SIAM O THAI CO.,LTD.
平成21年6月11日	ホンジュラス	ごまの種子及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(トリアゾホス)	AGRONORTE S A
平成21年6月16日	ガーナ	カカオ豆及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(イミダクロプリド)	COCOA MARKETING COMPANY (GH) LTD
平成21年6月22日	ポーランド	レッドカラント及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(フルシラゾール)	CAP' FRUIT SAS
平成21年7月10日	中国	レイシ(ライチ)及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(4-クロルフェノキシ酢酸)	MARNEX (XIAMEN) CORPORATION
平成21年7月14日	インド	ごまの種子及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(パラチオンメチル)	J.J. MASALA MART
平成21年7月27日	ニュージーランド	ビート(カエンサイ)ルート及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(ジフェノコナゾール)	NEW ZEALAND GOURMET HOLDINGS
平成21年7月30日	ガーナ	カカオ豆及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(フェントロチオン)	COCOA MARKETING COMPANY (GHANA) LTD
平成21年8月4日	韓国	赤とうがらし及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(ヘキサコナゾール)	YEONG YANG MYEONG GA FOODS CO.
平成21年8月7日	タイ	ツルムラサキ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(エチプロール)	SIAM O THAI CO.,LTD.
平成21年8月7日	韓国	うるち米	残留農薬(ヘキサコナゾール)	URISAN CO., LTD.
平成21年8月21日	ベトナム	未成熟えんどう(さや用種及びスナッフエンドウと称されるものに限る。)及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(アセフェートを含む)	CAL LOI LAI TRADING AND SERVICES CO., LTD.
平成21年9月3日	インド	クミンの種子及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(イプロベンホス)	J.J. MASALA MART
平成21年10月2日	インドネシア	未成熟えんどう(さや用種及びスナッフエンドウと称されるものに限る。)及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(プロフェノホス)	INDO AGRI TALENTS
平成21年10月13日	インド	とうがらし及其の加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(ジフェノコナゾール)	RAMDEV FOOD PRODUCTS PVT.LTD.
平成21年10月19日	イタリア	セロリ及其の加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(ジフェノコナゾール)	COVES
平成21年10月22日	オーストラリア	ルタバガ及其の加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(フルアジホップ)	GLOBAL FRUIT EXCHANGE EXPORTS PTY LTD

平成21年10月28日	韓国	なつめ及其の加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(テブコナゾール及びピラクロストロビン)	KWANG YANG NONG HYEOP
平成21年10月28日	韓国	だいこんの葉及其の加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(ジメトモルフ)	KWANG YANG NONG HYEOP
平成21年10月28日	韓国	ヒユナ(ヒユ科ヒユ属)及其の加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(ヘキサコナゾール)	KANG SEUNG HWA
平成21年10月30日	ガーナ	カカオ豆及其の加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(ペルメトリン)	COCOA MARKETING COMPANY (GHANA) LTD
平成21年11月2日	パラグアイ	ごまの種子及其の加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(カルバリル)	HIERBAS PARAGUAYAS SACL.
平成21年11月5日	タイ	ほうれんそう及其の加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(クロルフェナピル)	PRESERVED FOOD SPECIALTY CO.,LTD.
平成21年11月12日	ロシア	はちみつ及其の加工品	クロラムフェニコール	OOO "FOREST PRODUCTS"
平成21年11月25日	中国	チュウゴクモクズガニ(学名: <i>Eriocheir sinensis</i> ) 及其の加工品(簡易な加工に限る。)	マラカイトグリーン	SHANGHAI CSY AQUATIC CO.,LTD
平成21年12月4日	米国	ピスタチオナッツ及其の加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(アセタミプリド)	NICHOLS PISTACHIO
平成21年12月4日	タイ	ミズオジギソウ及其の加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(トリアゾホス)	SIAM O THAI CO.,LTD.
平成21年12月14日	タイ	オオバコエンドロ及其の加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(シペルメトリン)	SIAM O THAI CO.,LTD.
平成21年12月25日	中国	アスパラガス及其の加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(アトラジン及びアラクロール)	JUXIAN ZHONGLU FOODSTUFFS CO., LTD.
平成22年1月19日	香港	トコブシ及其の加工品(簡易な加工に限る。)	ニトロフラン類	GRAND LAKE DEVELOPMENT LTD.
平成22年2月12日	ベトナム	シソの葉及其の加工品	残留農薬(プロフェノホス)	LAMDONG AGRICULTURAL SUPPLY CO., LTD.
平成22年2月19日	フィリピン	マンゴー及其の加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(フルシラゾール)	HI-LAS MARKETING CORP.
平成22年2月23日	カナダ	大豆及其の加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(チアメキサム)	THOMSEN JUNG FARMS LTD.
平成22年4月6日	韓国	青とうがらし及其の加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(ジフェノコナゾール)	SAMMI F&G CO.,LTD.
平成22年4月7日	中国	えだまめ及其の加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(フェンプロパトリン)	JINHUA TIANYUAN FOODS CO.,LTD.
平成22年4月9日	ガーナ	カカオ豆及其の加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(チアメキサム)	COCOA MARKETING COMPANY (GHANA) LTD

別表第 2

検査項目		包装形態	ロットの大きさ(N)	検体採取のための開梱数(n)	検体採取量(kg)	検体数
微生物	特定せず		150	3	0.3	1
			151 ~ 1,200	5	0.3	1
			1,201	8	0.3	1
放射線照射	特定せず		50	2	0.5 <sup>1</sup>	1
			51 ~ 500	3	0.5 <sup>1</sup>	1
			501 ~ 3,200	5	0.5 <sup>1</sup>	1
			3,201	8	0.5 <sup>1</sup>	1
添加物	均一に分布するもの	特定せず	1	1	0.3	1
	不均一に分布するもの	特定せず	50 51 ~ 500 501 ~ 3,200 3,201	2 3 5 8	0.3 0.3 0.3 0.3	1 1 1 1
農 業	乾燥野菜、乾燥果実、茶 (抹茶を除く)	特定せず	50	3	0.3	1
			51 ~ 150	5	0.3	1
			151 ~ 500	8	0.3	1
			501 ~ 3,200	13	0.3	1
			3,201 ~ 35,000	20	0.3	1
	35,001	32	0.3	1		
	キャベツ(芽キャベツを除く)及びハクサイ <sup>2</sup>	特定せず	特定せず	4	4個をそれぞれ4等分し、各々から1等分を集めたもの	1
	加工食品(簡易な加工を除く)	特定せず	150 151 ~ 1,200 1,201	3 5 8	1 1 1	1 1 1
	、及びを除く	特定せず	50 51 ~ 150 151 ~ 500 501 ~ 3,200 3,201 ~ 35,000 35,001	3 5 8 13 20 32	1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1
畜水産食品の 残留有害物質等	下痢性貝毒及び麻痺性貝毒	特定せず	150 151 ~ 1,200 1,201	6(3×2) 10(5×2) 16(8×2)	1(0.6×2) 1(0.6×2) 1(0.6×2)	2 2 2
	フグ混入	特定せず	150 151 ~ 1,200 1,201	3 5 8	1尾(ピース)を1検体として、各カートンより2尾を採取する	6 10 16
	及びを除く	特定せず	150 151 ~ 1,200 1,201	3 5 8	0.5 0.5 0.5	1 1 1
アフラトキシン及びパツリン <sup>3</sup>	袋詰めで内容量がおおむね20kg以上のもの	袋	280	32	1	1
			281 ~ 500	50	1	1
			501 ~ 1,200	80	1	1
			1,201 ~ 3,200	130(65×2)	2(1kg×2)	2
	3,201	210(70×3)	3(1kg×3)	3		
	缶入り又はカートン入りで内容量が4.5kg以上のもの	缶又はカートン	50	2	0.5	1
51 ~ 500			4(2×2)	1(250g×2)×2	2	
		501	6(2×3)	1.5(250g×2)×3	3	
及び以外のもの	小型容器包装	50	2(2×1)	1サンプルの最小採取単位は150gとし、150g未満のものにあつては必要量を集めてこれを1サンプルとする	1	
		51 ~ 500	3(3×1)		1	
		501 ~ 3,200	6(3×2)		2	
		3,201	9(3×3)		3	

1: 水産物(しゃこ)にあつては1とする。 2: 千切り、乱切り等、細切したものを除く。 3: パツリンは、又はの方法による。

穀類、豆類等のばら積み貨物の検体採取については、次のとおりとする。

ア. サイロ又ははしけ(以下「サイロ等」という。)搬入時の検体採取

サイロ等に搬入する際に任意の1サイロ等を1ロットとして、ロット全体を代表する検体となるようオートサンブラー等を用いて検体採取を行うものとし、適正な時間的間隔をもって15回、計10kg以上を採取したものを縮分して1検体(1kg以上)とする。

イ. はしけにおける検体採取

任意の1はしけ内の上部、中部、下部の計15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して1検体(1kg以上)とする。

ウ. コンテナにおける検体採取

任意の1コンテナ内の上部、中部、下部の計15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して1検体(1kg以上)とする。



別表第 3

ロットの大きさ	検体採取のための 開梱数	検体採取量 ( kg )	検体数
15	2	1	1
16 ~ 25	3	1	1
26 ~ 90	5	1	1
91 ~ 150	8	1	1
151 ~ 280	13	1	1
281 ~ 500	20	1	1
501 ~ 1,200	32	1	1
1,201 ~ 3,200	50	1	1
3,201 ~ 10,000	80	1	1
10,001 ~ 35,000	125	1	1
35,001 ~ 150,000	200	1	1
150,001 ~ 500,000	315	1	1
500,001	500	1	1

ばら積み貨物の検体採取については、次のとおりとする。

ア．サイロ又ははしけ（以下「サイロ等」という。）搬入時の検体採取

サイロ等に搬入する際に任意の1サイロ等を1ロットとして、ロット全体を代表する検体となる

ようオートサンブラー等を用いて検体採取を行うものとし、適正な時間的間隔をもって15回、計10kg以上を採取したものを縮分して1検体（1kg以上）とする。

イ．はしけにおける検体採取

任意の1はしけ内の上部、中部、下部の計15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して1検体（1kg以上）とする。

ウ．コンテナにおける検体採取

任意の1コンテナ内の上部、中部、下部の計15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して1検体（1kg以上）とする。

別表第 4

No.	検査項目	牛	豚	その他の 獣畜肉	鶏	その他の 家さん	蜂に由来 するもの	水産食品
1	抗生物質							
2	2-アセチルアミノ-5-ニトロチアゾール							
3	5-ブドウ糖ルビロシド-1H-ベンゾイミダゾール-2-アミン							
4	アクリド							
5	アザペロン							
6	アレスリン							
7	アピシリン							
8	アンプロシウム							
9	イソキサリド							
10	イベルメクチン							
11	イストラゾール( , )							
12	イトキシキ							
13	イトバネート							
14	エブリメクチン							
15	エメクチン安息香酸塩							
16	エリスロマイシン							
17	エンロフロキサシン							
18	オキシリ							
19	オキシテトラサイクリン/クロムテトラサイクリン/テトラサイクリン(和として。)							
20	オキシベンダゾール							
21	オキサニク酸							
22	オクスフェンダゾール/フェバニテル/フェンダゾール							
23	オフロキサシン							
24	オレビフロキサシン							
25	オルメテロリム							
26	オレアントマイシン							
27	カルバドックス(キノキサリン-2-カルボキシル酸を含む。)							
28	カンタキサンチン							
29	キシラジン							
30	クマホス							
31	クリスタルバネレット							
32	クレンテロール							
33	クロキサリ							
34	クロザニテル							
35	クロステホール							
36	クロビドール							
37	クロラムフェニコール							
38	クロルメソ							
39	クロルメゾキサシン							
40	ケトプロフェン							
41	ゲンタマイシン							
42	サラフロキサシン							
43	サリナマイシン							
44	ジアペリジン							
45	ジエチルシクロヘキシル(DES)							
46	ジクラシリン							
47	ジシクラニル							
48	ジヒドロステロイド/トマイシン/ステロイド(和として。)							
49	ジフルベンズロン							
50	ジフロキサシン							
51	ジメトリダゾール							
52	ジヨキサリ							
53	シロキサリ							
54	スピラマイシン							
55	スベクチマイシン							
56	スルファエトキシベンジジン							
57	スルファキノキサリ							

No.	検査項目	牛	豚	その他の 獣畜肉	鶏	その他の 家きん	蜂に由来 するもの	水産食品
58	スルファク アジ ン							
59	スルファク ロルビ ン							
60	スルファジ アジ ン							
61	スルファジ ミジ ン							
62	スルファジ メトキシ							
63	スルファセタミド							
64	スルファチアゾ ール							
65	スルファド キシ							
66	スルファニトラ							
67	スルファピ リジ ン							
68	スルファベ ンズ アミド							
69	スルファメチキサゾ ール							
70	スルファメチキピ リダ ジ ン							
71	スルファメラジ ン							
72	スルファモノメトキシ							
73	スルファイソゾ ール							
74	セファゾ リン							
75	セファピ リン							
76	セファレキシ							
77	セファロニウム							
78	セフォペ ラジ ン							
79	セフキナム							
80	セフチオフル							
81	セフロキシム							
82	ゼ ラノール							
83	タイロシン							
84	ダ ノフロキサシ							
85	チアベ ンダ ゴ ール							
86	チアムリン							
87	チアンフェニコール							
88	チルミコシ							
89	テ キサメタジ ン							
90	テ コキネート							
91	テラストテロ							
92	テメホス							
93	ド キンサイクリ							
94	トリクラベ ンダ ゴ ール							
95	トリクロルホ							
96	トリブ ロムサラ							
97	トリベ レタミン							
98	トリメブ リム							
99	トルフェナム酸							
100	ナイカルバ ジ ン							
101	ナフリン							
102	ナリジ クス酸							
103	ニトロキシニル							
104	ニトロフラン類							
105	ネオマイシ							
106	ノボ ビ ン							
107	ノルフロキサシ							
108	ハ ルネムリン							
109	ハロアジ ン							
110	ビ チオノール							
111	ビド ロコルチゾ ン							
112	ビ ランテル							
113	ビ リメタミン							
114	ビ ルリマイシ							
115	ファミフル							

No.	検査項目	牛	豚	その他の 獣畜肉	鶏	その他の 家きん	蜂に由来 するもの	水産食品
116	フェニキシメチルペニシリン							
117	フェノブカルブ							
118	ブレンジクアンテル							
119	ブリフィニウム							
120	ブリアントグリン							
121	フルニキシ							
122	フルベンダゾール							
123	フルメキシ							
124	ブレドニゾロン							
125	ブロクステロン							
126	ブロチゾラム							
127	ブロマシ							
128	プロルフェニコール							
129	ベンジメチルペニシリン							
130	ベンゾカイン							
131	マフォブレンジン							
132	マラカイトグリン							
133	マルボフロキサシン							
134	ミロキサシン							
135	メチルブレドニゾロン							
136	メチルプロ							
137	メトロニダゾール							
138	メベンダゾール							
139	メロキサム							
140	メンプトン							
141	モキシデクチン							
142	モネンシン							
143	モランテル							
144	ラクトバミン							
145	ラザロシド							
146	リファキシミン							
147	リンコマイシン							
148	レバミゾール							
149	ロニダゾール							
150	ロペニジン							
151	酢酸トレンボロン							
152	酢酸メレンガステロール							

別表第 5

No.	検査項目	野菜	果実	穀類、豆類 及び種実類	茶	畜産食品	水産食品
1	1,1-ジクロロ-2,2-ビス(4-フルフェニル)エタン						
2	1-ナフタレン酢酸						
3	2-(1-ナフチル)アセタミド						
4	2,2-DPA						
5	2,4,5-T						
6	2,4-D						
7	2,4-DB						
8	4-クロルフェノキシ酢酸						
9	BHC						
10	DBEDC						
11	DCIP						
12	DDT						
13	EPN						
14	EPTC						
15	MCPA						
16	MCPB						
17	Sec-ブチルアミン						
18	TCMTB						
19	XMC						
20	-BHC(リンデンをいう。)						
21	アイオキシニル						
22	アクリナトリン						
23	アザコナゾール						
24	アザフェニジン						
25	アザメチホス						
26	アジフルオルフェン						
27	アジベンゾラール-S-メチル						
28	アジムスルフロン						
29	アシュラム						
30	アジンホスメチル						
31	アセキナシル						
32	アセタミプリド						
33	アセトクロール						
34	アセフェート						
35	アゾキストロピン						
36	アゾシクロチン及びシハキサチン						
37	アトラジン						
38	アニラジン						
39	アニロホス						
40	アバメクチン						
41	アミトラス						
42	アミトロール						
43	アマトリン						
44	アラクロール						
45	アラニカルブ						
46	アラマイト						
47	アルジカルブ						
48	アルトキシカルブ						
49	アルドリン及びデイルドリン(総和として。)						
50	イオトスルフロンメチル						
51	イザゾホス						
52	イソウロン						
53	イソカルホホス						
54	イソキサジフェンエチル						
55	イソキサチオン						
56	イソキサフルトール						
57	イソフェホス						
58	イソプロカルブ						
59	イソプロチオラン						
60	イハベンゾイト						

No.	検査項目	野菜	果実	穀類、豆類 及び種実類	茶	畜産食品	水産食品
61	イブ`ロジ`オン						
62	イブ`ロバ`リカルブ`						
63	イブ`ロバ`ンホス						
64	イマザ`キン						
65	イマザ`メタヘ`ンズ`メチルエステル						
66	イマザ`リル						
67	イマゾ`スルフロン						
68	イミタ`クロゾ`リド`						
69	イミノクタジ`ン						
70	イミヘ`ニコチゾ`ール						
71	イント`ノファン						
72	イント`キサカルブ`						
73	ウニコナゾ`ールP						
74	エスプ`ロカルブ`						
75	エタメツルフロソメチル						
76	エタルフルラリン						
77	エチオフェンカルブ`						
78	エチオン						
79	エチクロセ`ート						
80	エチフ`ロール						
81	エデ`イフェンホス						
82	エテホソ						
83	エトキサゾ`ール						
84	エトキシスルフロン						
85	エトフェン`ロックス						
86	エトフメセ`ート						
87	エトフ`ロホス						
88	エトヘ`ンザ`ニド`						
89	エトリジ`アゾ`ール						
90	エトリムホス						
91	エホ`キシコナゾ`ール						
92	エマメクチン安息香酸塩						
93	エント`スルファン						
94	エント`リン						
95	オキサジ`アゾ`ン						
96	オキサジ`キシル						
97	オキサジ`クロメホソ						
98	オキサヘ`トリニル						
99	オキサミル						
100	オキシカルボ`キシソ						
101	オキシテトラサイクリン/クロロテトラサイクリン/テトラサイクリン						
102	オキシデ`メソメチル						
103	オキシフルオルフェソ						
104	オキシホ`コナゾ`ールフルマル酸塩						
105	オキソリニック酸						
106	オメトエ`ート						
107	オリサストロビ`ソ						
108	オリザ`リン						
109	オルトフェニルフェノール						
110	カズ`サホス						
111	カフェンストロール						
112	カブ`タホール						
113	カルタップ`、チオクラム及びヘ`ソスルタップ` (総和として。)						
114	カルバ`リル						
115	カルフェントラゾ`ンエチル						
116	カルフ`ロバ`ミド`						
117	カルヘ`タミド`						
118	カルヘ`ソダ`ジ`ム、チオファネ`ト、チオファネ`トメチル及びヘ`ソミル(総和として。)						
119	カルホ`キシソ						
120	カルホ`スルファン						
121	カルホ`フラン						

No.	検査項目	野菜	果実	穀類、豆類 及び種実類	茶	畜産食品	水産食品
122	キザ <sup>°</sup> ロホップ <sup>°</sup> エチル						
123	キナルホス						
124	キノキシフェン						
125	キノクラミン						
126	キノマチオオト						
127	キャブ <sup>°</sup> タン						
128	キントゼ <sup>°</sup> ン						
129	クマホス						
130	クミルロン						
131	グ <sup>°</sup> リホサート						
132	グ <sup>°</sup> ルホシネート						
133	クレソキシムメチル						
134	クレトジ <sup>°</sup> ム						
135	クロキントセツメキシル						
136	クロジ <sup>°</sup> ナホップ <sup>°</sup> フ <sup>°</sup> ロハ <sup>°</sup> ルキ <sup>°</sup> ル						
137	クロジ <sup>°</sup> ナホップ <sup>°</sup> 酸						
138	クロジ <sup>°</sup> リネート						
139	クロチアニジ <sup>°</sup> ン						
140	クロビ <sup>°</sup> ラリト <sup>°</sup>						
141	クロフェンセツ						
142	クロフェンテジ <sup>°</sup> ン						
143	クロフ <sup>°</sup> ロツプ <sup>°</sup>						
144	クロマゾ <sup>°</sup> ン						
145	クロマフェノジ <sup>°</sup> ト <sup>°</sup>						
146	クロメフ <sup>°</sup> ロツプ <sup>°</sup>						
147	クロラソラムメチル						
148	クロラントラニリア <sup>°</sup> ロール						
149	クロリダ <sup>°</sup> ゾ <sup>°</sup> ン						
150	クロリムロンエチル						
151	クロルエトキシホス						
152	クロルスルフロソ						
153	クロルタールジ <sup>°</sup> メチル						
154	クロルテ <sup>°</sup> ン						
155	クロルビ <sup>°</sup> リホス						
156	クロルビ <sup>°</sup> リホスメチル						
157	クロルフェナヒ <sup>°</sup> ル						
158	クロルフェソソ						
159	クロルフェンヒ <sup>°</sup> ソホス						
160	クロルフ <sup>°</sup> ファム						
161	クロルフルアス <sup>°</sup> ロン						
162	クロルフ <sup>°</sup> ロファム						
163	クロルヘ <sup>°</sup> ンジト <sup>°</sup>						
164	クロルメコート						
165	クロロクスロン						
166	クロロタロニル						
167	クロロネフ <sup>°</sup>						
168	クロロヘ <sup>°</sup> ンジ <sup>°</sup> レート						
169	シアゾ <sup>°</sup> ファミト <sup>°</sup>						
170	シアナジ <sup>°</sup> ン						
171	シアノホス						
172	ジ <sup>°</sup> アフェンチウロン						
173	シアン化水素						
174	ジ <sup>°</sup> ウロン						
175	ジ <sup>°</sup> エトフェンカルブ						
176	ジ <sup>°</sup> オキサチオン						
177	ジ <sup>°</sup> カンハ <sup>°</sup>						
178	シクラニリト <sup>°</sup>						
179	シクロエート						
180	シクロキシジ <sup>°</sup> ム						
181	ジ <sup>°</sup> クロシメツ						
182	ジ <sup>°</sup> クロスラム						

No.	検査項目	野菜	果実	穀類、豆類 及び種実類	茶	畜産食品	水産食品
183	シクロシルファミロン						
184	ジ`クロトホス						
185	ジ`クロフェンチオン						
186	ジ`クロフルアニド`						
187	シクロフ`ロトリン						
188	ジ`クロヘ`ニル						
189	ジ`クロホップ`メチル						
190	ジ`クロメジ`ン						
191	ジ`クロラシ						
192	ジ`クロルフ`ロップ`						
193	ジ`クロルホ`ス及びパルト` (総和として。)						
194	ジ`クワット						
195	ジ`コホ-ル						
196	ジ`スルホトン						
197	ジ`チアノ						
198	ジ`チオビ`ル						
199	シニド`ンエチル						
200	ジ`ノカップ`						
201	シノスルフロ						
202	ジ`ノテフラン						
203	シハロトリン						
204	シハロホップ`フ`チル						
205	ジ`ヒド`ロストルブ`トマイシン/ストルブ`トマイシン(和として。)						
206	ジ`フェナミド`						
207	ジ`フェニル						
208	ジ`フェニルアミン						
209	ジ`フェノコナゾ`-ル						
210	シフルトリン						
211	シフルフェナミド`						
212	ジ`フルフェニカン						
213	ジ`フルベ`ンズ`ロン						
214	ジブ`ロコナゾ`-ル						
215	ジブ`ロジ`ニル						
216	シベ`ルメトリン						
217	ジ`ベ`レリン						
218	シマジ`ン						
219	シメコナゾ`-ル						
220	ジ`メタメトリン						
221	ジ`メチビ`ン						
222	ジ`メチリモ-ル						
223	ジ`メチルビ`ンホス						
224	ジ`メテナミド`						
225	ジ`メトエ-ト						
226	ジ`メトモルブ						
227	シメトリン						
228	ジ`メビ`ヘ`レート						
229	シモキサニル						
230	シラフルオフェン						
231	シロマジ`ン						
232	シンメチリン						
233	スビ`ノサド`						
234	スビ`ロキサミン						
235	スビ`ロジ`クロフェン						
236	スルフェントラゾ`ン						
237	スルフ`ロホス						
238	スルホスルフロ						
239	セトキシジ`ム						
240	ゾ`キサミド`						
241	ターバ`シル						
242	タ`イアジ`ノ						
243	タ`イアレート						



No.	検査項目	野菜	果実	穀類、豆類 及び種実類	茶	畜産食品	水産食品
244	ダ イムロン						
245	ダ ヴ メット、メム及びメチルイソシアネート(総和として。)						
246	ダ ミノジ ャット						
247	チアクロプ リド						
248	チアシ ニル						
249	チアソ ビル						
250	チアヘ ンタ ヴ ール						
251	チアトキサム						
252	チオシ カルブ 及びメチル(総和として。)						
253	チオヘ ンカルブ						
254	チオメトン						
255	チシ アス ロン						
256	チフェンスルフロンメチル						
257	チフルサ ミト						
258	テクナセ ン						
259	テ スメテ イファム						
260	テトラクロルビ ンホス						
261	テトラコナゾ ール						
262	テトラジ ンホソ						
263	テニルクロール						
264	テブ コナゾ ール						
265	テブ チウロン						
266	テブ フェジ ト						
267	テブ フェビ ラト						
268	テブ ラロキシジ ム						
269	テフルトリン						
270	テフルヘ ンス ロン						
271	テ メトン-S-メチル						
272	テ ルタメトリン及びトラロメトリン(総和として。)						
273	テルフ トリン						
274	テルフ ホス						
275	テレフタル酸銅						
276	トラルコキシジ ム						
277	トリアジ メノール						
278	トリアジ ンホソ						
279	トリアスルフロン						
280	トリアソ ホス						
281	トリアレート						
282	トリクラミト						
283	トリクロビ ル						
284	トリクロルホソ						
285	トリシクラゾ ール						
286	トリチコナゾ ール						
287	トリテ モルフ						
288	トリネキサバ ックエチル						
289	トリフ ホス						
290	トリフルスルフロンメチル						
291	トリフルミソ ール						
292	トリフルムロン						
293	トリフルラリン						
294	トリフロキシストロビ ン						
295	トリフロキシスルフロン						
296	トリヘ ンロンメチル						
297	トリルフルアニト						
298	トルクロホスメチル						
299	トルフェビ ラト						
300	ナブ タラム						
301	ナブ ロアニリト						
302	ナブ ロハ ミト						
303	ニコスルフロン						
304	ニコチン						

No.	検査項目	野菜	果実	穀類、豆類 及び種実類	茶	畜産食品	水産食品
305	ニテンピ°ラム						
306	ニトラピ°リン						
307	ニトロタールイソフ°ロピ°ル						
308	ハ°ルロソ						
309	ハルフルラソソ						
310	ハ°ハ°ソソ						
311	ハ°クロフ°トラソ°ル						
312	ハ°ミド°チオン						
313	ハ°ラコト						
314	ハ°ラチオン						
315	ハ°ラチオンメチル						
316	ハ°リダ°マイソソ						
317	ハルフェソフ°ロソソ						
318	ハロキソソソソ						
319	ハロソルフロソメチル						
320	ピ°オレスメソソソ						
321	ピ°コソソフェソ						
322	ピ°チルタノ°ル						
323	ピ°フェソセ°ト						
324	ピ°フェソソソ						
325	ピ°フェソソソソ						
326	ピ°ハ°ロソソソソ°トキソソト°						
327	ピ°ハ°ロソソ						
328	ピ°メキソソソ°ル						
329	ピ°メソソソソソ						
330	ピ°ラコソソソソソ						
331	ピ°ラコソソ						
332	ピ°ラコソソソ						
333	ピ°ラソ°キソソフェソ						
334	ピ°ラソ°ソソソソソソソ						
335	ピ°ラソ°ソソ						
336	ピ°ラソ°ソソソソ						
337	ピ°ラソソソソソソソ						
338	ピ°リダ°フェソソチオン						
339	ピ°リダ°ハ°ソソ						
340	ピ°リダ°ソソ						
341	ピ°リソ°ソソ						
342	ピ°リソソソソソ						
343	ピ°リソソソソソ						
344	ピ°リソ°ソソソソ						
345	ピ°リソ°ソソソソソ						
346	ピ°リソソソソ						
347	ピ°リソソソ°フェソ						
348	ピ°リソソソソ°ソソソソ						
349	ピ°リソソソソソ						
350	ピ°リソソソソ						
351	ピ°レソソソ						
352	ピ°ロソソソ						
353	ピ°ソソソソソソソ						
354	ヒ素						
355	ファミソソ						
356	ファミソソソソソ						
357	フイソ°ロソソ						
358	フェソソソソ						
359	フェソソソソ						
360	フェソソソソソ						
361	フェソソソソソ						
362	フェソソソソソ°ソソソ°ソ						
363	フェソソソソソソ						
364	フェソソソソソソ						
365	フェソソソソ						

No.	検査項目	野菜	果実	穀類、豆類 及び種実類	茶	畜産食品	水産食品
366	フェノブ カルブ						
367	フェリムゾン						
368	フェンアミト						
369	フェンクロルホス						
370	フェンシルホチオン						
371	フェンチオン						
372	フェンチン						
373	フェントエート						
374	フェントラザミド						
375	フェンバレート						
376	フェンビロキシメート						
377	フェンブコナゾール						
378	フェンブロハトリン						
379	フェンブロヒモルフ						
380	フェンヘキサミド						
381	フェンメテイファム						
382	フサライド						
383	フタクロール						
384	フタフェナシル						
385	フタミホス						
386	フチレート						
387	フトロキシジム						
388	フビリメート						
389	フブロフェジン						
390	フラザスルフロン						
391	フラチオカルブ						
392	フラムブロップメチル						
393	フラメトピル						
394	フルミスルフロンメチル						
395	フリラゾール						
396	フルアクリピリム						
397	フルアジナム						
398	フルアジホップ						
399	フルオビコリト						
400	フルオメツロン						
401	フルキンコナゾール						
402	フルジオキソニル						
403	フルシトリン						
404	フルシラゾール						
405	フルスルフアミド						
406	フルチアセットメチル						
407	フルトラニル						
408	フルトリアホール						
409	フルバリン						
410	フルフェナセット						
411	フルフェノクスロン						
412	フルフェンピルエチル						
413	フルミオキサジン						
414	フルミクロラックペンチル						
415	フルメツラム						
416	フルリト						
417	フルロキシピル						
418	フルレチラクロール						
419	フルロクラス						
420	フルロシミト						
421	フルロスルフロン						
422	フルロチオホス						
423	フルロニカミド						
424	フルロバキザホップ						
425	フルロバクロール						
426	フルロバジン						

No.	検査項目	野菜	果実	穀類、豆類 及び種実類	茶	畜産食品	水産食品
427	ブ ロハ ニル						
428	ブ ロハ ホス						
429	ブ ロハ モカルブ						
430	ブ ロハ ルキ ット						
431	ブ ロヒ コナヅ ール						
432	ブ ロヒ ザ ミト						
433	ブ ロヒト ロジ ャスモン						
434	ブ ロファミ						
435	ブ ロフェノホス						
436	ブ ロヘキサジ オンカルシウム塩						
437	ブ ロヘ タンホス						
438	ブ ロホ キシカルバ ン						
439	ブ ロホ キスル(ブ ロホ クスル)						
440	ブ ロマシル						
441	ブ ロメトリン						
442	ブ ロモキシニル						
443	ブ ロモブ チト						
444	ブ ロモブ ロヒ レート						
445	ブ ロモホス						
446	ブ ロモホスエチル						
447	ブ ロラスラム						
448	ヘキサケロロヘ ンゼ ン						
449	ヘキサコナヅ ール						
450	ヘキサジ ン						
451	ヘキサフルムロン						
452	ヘキシチアゾ ックス						
453	ヘ ナラキシル						
454	ヘ ノキサコール						
455	ヘ ノキスラム						
456	ヘブ タクロル						
457	ヘルメトリン						
458	ヘ ソコナヅ ール						
459	ヘ ソシクロン						
460	ヘ ソスリト						
461	ヘ ソスルフロンメチル						
462	ヘ ソソ ビ シクロン						
463	ヘ ソソ フェナッブ						
464	ヘ ソダ イオカルブ						
465	ヘ ソタゾ ン						
466	ヘ ソチアバ リカルブ イソブ ロヒ ル						
467	ヘ ソデ イメタリン						
468	ヘ ソトキサゾ ン						
469	ヘ ソフアラカルブ						
470	ヘ ソフルラリン						
471	ヘ ソフレレート						
472	ホキシム						
473	ホサロン						
474	ホ スカリト						
475	ホスチアセ ート						
476	ホスファミト ン						
477	ホスメット						
478	ホセチル						
479	ホメサフェン						
480	ホラムスルフロン						
481	ホルクロルフェニユロン						
482	ホルヘ ット						
483	ホルモチオン						
484	ホレート						
485	マラチオン						
486	マレイン酸ヒト ラジ ト						
487	マンジ ブ ロハ ミト						

No.	検査項目	野菜	果実	穀類、豆類 及び種実類	茶	畜産食品	水産食品
488	ミクロブタニル						
489	ミルハメクチン						
490	メカルハム						
491	メコップ						
492	メスルフロンメチル						
493	メタルデヒド						
494	メタクリホス						
495	メタヘンズチアスロン						
496	メタミトホス						
497	メタミトロン						
498	メタキシル及びメフェノキサム(総和として。)						
499	メチオカルブ						
500	メチグチオン						
501	メキシクロール						
502	メキシフェノジド						
503	メコナゾール						
504	メスラム						
505	メスルフロンメチル						
506	メブレン						
507	メミニストロピン						
508	メラクロール						
509	メトリジン						
510	メバニピリム						
511	メコートクロリド						
512	メベンホス						
513	メフェセツト						
514	メフェピルジエチル						
515	メブロニル						
516	モノクロトホス						
517	モノリニロン						
518	モノネート						
519	ラクトフェン						
520	リニロン						
521	リムスルフロン						
522	リン化水素						
523	ルフェニロン						
524	レスメリン						
525	レナシル						
526	鉛						
527	酸化フェンタス						
528	酸化ブピレン						
529	臭素(臭化メチル)						
530	二臭化エチレン						

別表第 6

	パパイヤ 55-1	安全性審査済みの 遺伝子組換え 食品の含有率	遺伝子組換えにより 新たに発現されるBt タンパク質のうち、 Cry1Ac、Cry1Ab、 Cry1F、Cry9c、 Cry3Bb(Cry3Bb1)	LLRICE601	菜種 RT73 <i>B. Rapa</i>
トウモロコシ穀粒及びトウモロ コシ粉砕加工品 <sup>1</sup>		29			
パパイヤ及びそのパパイヤ加工 品（乾燥に限る。）	米国 100 その他 19				
大豆（枝豆、大豆もやしを含 む。）及び大豆粉砕加工品 <sup>2</sup>		299			
米及びその加工品 <sup>3</sup>			299		
長粒種以外の米及びその加工品 （主原料とするもので、未加熱 のものとする。）				米国 119	
菜種及びその加工品					5

1：遺伝子組換えにより新たに発現されるタンパク質が物理的な変化を受けていないコーングリッツ、  
コーンフラワー、コーンミール等粉砕加工品に限る。

2：遺伝子組換えにより新たに発現されるタンパク質及びDNAが物理化学的な変化を受けていないものに限る。

3：中国産米加工品（米を主原料とするもので、米粉、ビーフン、はるさめ等、未加熱又は加熱の程度が低いもの。）については、  
平成19年7月30日付け食安輸発第0730002号により、輸入者に対し、輸入の都度、自主検査の実施を指導している。